安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第五版（案）に対する御意見の概要及びそれに対する回答について

※該当箇所は、意見公募手続を実施した案の該当箇所であり、提出いただいた御意見に記載されたものとなります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	1．第17ページに「用途・需要者いずれの観点からも「おそれ」は無いとして、インフォーム通知を受けた場合を除き、キャッチオール規制に基づく許可申請は必要ありません。」とあるが、おそれがないという内容のインフォーム通知を受けた場合を除くかのように読め、分かりにくい。 したがって、「用途・需要者いずれの観点からも「おそれ」は無いとして、」という文言を削るべきである。 2．第115ページ中「第18」を「第18条」とすべき。	ご指摘ありがとうございます。1．及び2．ともご指摘のとおり修正いたしました。
2	厳しいルールを設けることは結構なことですが、これまでルールを守ってきた真面目な事業者は面倒な手続きを取らされ、ハナからルールを守る気の無い事業者は自由貿易を謳歌できているという皮肉な構図が出来上がっています。 違反者に厳罰を適用しないとルールを守る正直者がバカを見るだけですよ。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
3	意見者は法学部法律学科／MBA卒（法律評価決定権限有） 官民対話や大学共同研究等における機微技術及び安全保障貿易管理の観点での対処のための改定方向性に賛同致します。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

		いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
4	提案の趣旨 大学や研究機関における重要技術の流出を防ぐための「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」の改定案について、その目的と意義を高く評価いたします。 しかしながら、本ガイダンスで示されている対策には、主に人的要因、管理・監視体制の不備、および技術的対策の限界といった観点から、依然として技術流出のリスクが存在する可能性があります。 これらの潜在的なリスクをさらに低減し、ガイダンスの実効性をより高めるための追加的な施策を提案いたします。 1、人的要因の対策強化に関する提案 本ガイダンスは、研究者や職員がルールを遵守することを前提としていますが、ここが最も脆弱な部分となるおそれがあります。悪意のある第三者によるソーシャルエンジニアリングや買収、脅迫などの手口を防ぐため、以下の対策をガイダンスに明記することを提案します。 倫理・心理教育の徹底 単なるルールの説明にとどまらず、情報流出が国家安全保障や個人のキャリアに与える深刻な影響について深く掘り下げた教育プログラムを義務付けることを提案します。 不審な接触の報告窓口の設置 不審な人物からの接触や、不自然な働きかけがあった場合に匿名で相談・報告できる第三者機関のような窓口を設置することを推奨します。 メンター制度の導入 特に外国人研究者や学生に対して、心理的・文化的なサポートを目的としたメンター制度を導入することで、不審な働きかけや不慣れな環境下での不安を軽減し、悪意のある接触からの保護効果も期待できます。 2、管理・監視体制の高度化に関する提案 現在のガイダンスは、主に手作業による管理を前提としていますが、より効率的かつ厳格な管理を実現するため、技術的および組織的な改善が必要です。 技術管理の自動化 研究開発の初期段階で、研究内容を自動的に規制リストと照合する技術管理データベースの導入を、ガイダンスで強く推奨することを提案します。これにより、人為的な判断ミスや意図的な隠蔽を防ぐことが可能になります。 定期的な第三者監査の義務付け 内部監査に加えて、外部の専門機関による定期的な技術監査の実施を義務付けることで、管理体制の客観性を高め、潜在的なリスクを早期に発見できるようになります。 3、技術的セキュリティの強化に関する提案 物理的・人的な対策に加えて、サイバー空間における脅威への対応も不可欠です。 多層防御の導入 機密情報が保存されているネットワークやデータベースに対し、ファイアウォールや侵入検知システムなど複数のセキュリティ対策を組み合わせた多層防御の考え方を導入するよう推奨します。 データ持ち出し防止策の導入 研究者のパソコンやUSBメモリなどからの機密情報の不正な持ち出しを防止するため、データ損失防止（Data Loss Prevention）ソリューションの導入をガイダンスで推奨し、具体的な導入例を示すことを提案します。 これらの追加的な施策は、ガイダンスの実効性をさらに高め、日本の重要な技術が意図しない形で流出するリスクを最小限に抑える上で不可欠であると考えます。ぜひともご検討いただきたく、お願い申し上げます。	
5	J-RISE Initiativeなど国際頭脳循環の取組が進められる中、安全保障貿易管理について正確な情報が英語でも提供されることが必要と考えます。 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版」は英語版が公開されており、第五版でも英語版を公開いただきたく存じます。 また、第四版では、居住者である「日本の在外公館」の訳を「Foreign diplomatic offices in Japan」、「日本の在外公館に勤務する者」の訳を「Those who work at diplomatic establishments in Japan」とされていますが、これらの訳は日本の在外公館（日本が外国に設置する公館）という意味にとれないため、第五版では訳の変更を御検討いただけると幸いです。	ご指摘ありがとうございます。英語版は今後公開を予定しております。 また、英語訳のご指摘につきましては今後の参考とさせていただきます。
6	ガイダンスP51の1つ目の必須部分内の「リスト規制技術等を扱うことが想定される総合大学や理系大学・研究機関は、学生、研究生や教職員への技術提供に先立ち、これらの者の特定類型該当性を確認する必要があります。」の、最初の部分「リスト規制技術等を扱うことが想定される総合大学や理系大学・研究機関は、」の文章についてですが、ここでは総合大学や理系大学・研究機関に限定されていますが、今日の技術発展により文系大学においても必ずしもリスト規制技術等を扱わないとまでは言い切れないと思いますので、下記に書かれている解説文のように、「リスト規制技術等を扱う大学・研究機関は、」としてはいかがでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。ご指摘のとおり修正いたしました。

7	◆該当箇所 帳票例:「用途」チェックシート 上表の最終項目 および「需要者」チェックシート ②需要者要件チェック表の最終項目 ◆意見内容 上記のチェック項目を以下内容に変更願います。 「輸出令別表第3の2地域向けの場合又は一般国向けかつ特定品目(輸出令16項(1))の場合で通常兵器(輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。))の開発、製造又は使用」 ◆理由 今般の通常兵器キャッチオール規制見直しにおいて一般国は特定品目に該当した場合、通常兵器の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるか否かの確認を求められていると理解しておりますが、ガイダンス5版(案)の上記チェックリストでは、客観要件のチェックが特定品目の該否のみとなっている。 また、審査票の表現(一般国向けかつ特定品目の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る)とも不整合になっていると思われる。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
8	本ガイダンスでは特定類型該当性の確認が必須であることが明記されておりますが、その前提として居住性の判断があるところ、脚注37では、居住者である留学生等が、大学の籍や日本国内「の居所を残したまま帰国し、再入国した際は、引き続き居住者として整理されると考えられます。」とされています。夏休み等の一時帰国が念頭にあるものと認識しておりますが、頻繁に一時帰国する者や懸念国等に出国する者、本邦の大学に入学した元非居住者(外国人)が第三国に留学した場合などはどのように判断すればよいでしょうか。一度居住者になった外国人が非居住者に戻る場面が示されていないことから明示できる場合があれば示してほしいです。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 なお、居住性の判断につきましては以下をご参照ください。 https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu/TU-19801129-4672-15.pdf
9	(1)第9条(事前確認)の第1項に、「ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。」とあるが、この「明らかな場合」に経産省からのインフォームが含まれるのか否か、判然としない。 また、第13条(取引審査)の第1項では、「取引審査の手続が必要とされた場合は」と受け身の表現で、ここでも経産省からのインフォームがあった場合が含まれるのか否か、判然としない。 今回、輸出令別表第3の国に(即ちすべての国に)までインフォーム要件の対象が広がっていて、またキャッチオール規制には、第11条(用途確認)、第12条(需要者確認)ともう一つインフォーム要件があるとなっている状況で、経産省からのインフォームについて規程中に何も書いていないのは適切とは思えない。 第9条または第13条に、インフォームについての記述を追加するべきではないでしょうか。 (2)第9条(事前確認)の第1項に、「例外規定(公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術)の適用判定等について確認を行い、」とある。ここで確認するのは、「公知」「基礎科学」の2つということだが、他の例外規定(例えば「少額特例」)をどの段階で確認するのか?不明である。人によっては、「公知」などと同様に(事前確認)で確認すると誤解されるおそれもある。 そこで、第13条(取引審査)にて、「公知」「基礎科学」を除く例外規定の確認を行う旨を記述してはいかがでしょうか。 (3)第17条の(特定類型該当者の確認等)の第1項には、「新たに採用された教職員等」に対して「誓約書」の提出を義務化しているが、同項の前提として、大学管理者側の行動を律する条項、例えば「統括責任者は、学生、研究生や教職員の入学・採用時に、誓約書の提出を求める等、特定類型該当性の確認を行わなければならない」といった条項が必要ではないでしょうか。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
10	・意見【簡易チェックフローシート⇒ 簡易YES/NOチャートに変更】 ・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。) P148 参考資料:特定類型該当性確認のための簡易チェックフローチャート ・意見内容 “◇“を用いていないものをフローシートとは呼びません。 企業も大学も、様式は同じにすべきである。 ・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。) 安全保障貿易管理ガイダンス[入門編] [別添6]特定類型該当性確認のための簡易YES/NOチャート 以上	ご指摘ありがとうございます。ご指摘のとおり修正いたしました。
	・意見【簡易チェックフローシート⇒ 簡易YES/NOチャートに変更】 ・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。) P148 参考資料:特定類型該当性確認のための簡易チェックフローチャート ・意見内容 “◇“を用いていないものをフローシートとは呼びません。 企業も大学も、様式は同じにすべきである。 ・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。) 安全保障貿易管理ガイダンス[入門編] [別添6]特定類型該当性確認のための簡易YES/NOチャート 以上	ご指摘ありがとうございます。ご指摘のとおり修正いたしました。

		いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
11	・意見【明らかガイドラインは、補完規制通達用の明記必要】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） P133　明らかガイドラインシート　①から⑳ ・意見内容 上記シートは、補完規制通達（キャチオール）用であり、 提出書類通達では、①～⑲の調査事項を確認することになっている。 少なくとも本シートは補完規制通達で用い、リスト規制の個別許可申請には適用できない。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 提出書類通達 特に、別表１又は別表2の「仕向地」又は「提供先国」の欄 において、「ろ地域」、「に地域①」、「に地域②」、「へ地域」又は「ち地域」とあるものについては、それらに対 応する別表１の「貨物」の欄に掲げる貨物の輸出又は別表2の「技術」の欄に掲げる技術の提供を目的とする 取引若しくは当該取引に関する行為にあっては、①～⑲の調査事項について「はい」「いいえ」のいずれに該当 するかを確認し、当該貨物又は技術が大量破壊兵器の開発等を助長する懸念がないとの判断の上、外為法第４８条第１項、同法第２５条第１項又は外為令第１７条第2項の規定に基づく輸出許可申請、役務取引許可申請 又は特定記録媒体等輸出等許可申請の手続を行ってください。 ＜省略＞ 〔需要者等の存在〕 ① 技術の提供を目的とする取引の相手方(当 ＜省略＞ ⑲ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求はないか。 上記の項目のうち、いずれかが「いいえ」となった場合は、特に慎重に輸入者等、最終需要者及び用途につ いて確認するよう努めてください。 以上	
12	・意見【別表行為の“委託行為”の記載を合わせること】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） P17　キャッチオール規制における確認事項　　委託行為：無し P131　用途のチェックシート　　⑦　委託行為：有 ・意見内容 “第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究” 削除される。よって、P17に合わせて、P131の⑦は削除してください。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 補完的輸出規制の実施に向けた更なる見直しに対する意見募集について 令和7年7月23日 「補完的輸出規制の実施に向けた更なる見直し」として、具体的には以下の規定の改正案について意見公募を行います。 ＜省令＞ 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令案 ＜告示＞ 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究（平成13年経済産業省告示第761号）を廃止する告示案 以上	ご指摘ありがとうございます。 P17「キャッチオール規制における確認事項」の「・以下に掲げる行為に用いられるか」内に「以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの」の項目が無いため追記致しました。一方で、本項目は今後削除予定であり、制度施行後に本ガイダンスに削除を反映致します。 P131「「用途」チェックシート」の「別表行為」⑦につきましても制度施行後に削除を反映致します。
13	・意見【P15 15 機微品目の重複】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） P15　15 機微品目 ・意見内容 誤記 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 以上	ご指摘ありがとうございます。ご指摘のとおり修正いたしました。

14	・意見【P16　注8の16項（2）誤記】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） P16　8 リスト規制対象以外の全ての技術や貨物（食品、木材等を除く）が規制対象となっています。詳細は、「外為令別表」及び「輸出令別表第1」のそれぞれ16項(2)に対象技術や貨物が規定されています。 16項（2）　⇒　　16項 ・意見内容 誤記 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 以上	ご指摘ありがとうございます。ご指摘のとおり修正いたしました。
15	・意見【P16　注8の16項（2）誤記】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） P16　8 リスト規制対象以外の全ての技術や貨物（食品、木材等を除く）が規制対象となっています。詳細は、「外為令別表」及び「輸出令別表第1」のそれぞれ16項(2)に対象技術や貨物が規定されています。 16項（2）　⇒　　16項 ・意見内容 誤記 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 以上	ご指摘ありがとうございます。ご指摘のとおり修正いたしました。
16	・意見【P21　大量破壊兵器開発等のおそれ貨物の懸念等と外国ユーザーリストの懸念区分の貨物等の一致の説明】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） P21 2. 外国ユーザーリスト掲載組織に対し、これらの貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分（核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル）と、貨物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用23。 23 外国ユーザーリスト掲載組織からの留学生等の受入については79頁を参照。 ⇒ 2. 外国ユーザーリスト掲載組織に対し、これらの貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分（核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル）と、貨物・技術の懸念用途が一致するか否かを行うことで明らかガイドラインの⑰イの判断に活用　23 23 明らかガイドラインについては133頁を参照。 ・意見内容 大量破壊兵器開発等のおそれ貨物の懸念等と外国ユーザーリストの懸念区分の一致が明らかガイドラインの⑰イとの判断であることが明確に説明できる ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 明らかガイドラインシート ⑰外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、次のいずれの場合にも該当しないこと。 イ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致する場合。 以上	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

17	・意見【P19　一般国向け通常兵器キャッチオール規制（客観要件）対象品目の規制は法律にありません】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） P19　一般国向け通常兵器キャッチオール規制（客観要件）対象品目 　　この品目、関税分類番号、定義の表品目 P18　※一般国向けの取引に係る通常兵器キャッチオール規制の客観要件は政省令で定める特定品目のみ対象。 ・意見内容 　『一般国向け通常兵器キャッチオール規制（客観要件）対象品目』のような法律はどこにもない。 代わりの16項（1）は、政令と省令で規定されており、定義に当たる部分は無い。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 　予想される16項（1）対比表を参照。“政令、省令以上の事項はありません”と運用通達は無いと回答＜添付メール：ZM25-16＞を審査課から得ている。 　よって、定義欄はない。 　※よって、省令の第84・57項等への対応は、関税定率法の別表の『輸出統計品目表の解釈に関する通則』を参考に判断するしかない。 以上	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
18	・意見【P131 『用途』チェックシート　通常CAの用途要件の記載修正】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）と意見内容 　1. P131　輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））又は一般国向けの場合で特定品目（輸出令16項（1）の開発、製造又は使用 　⇒ 輸出令別表第3の2地域向け又は一般国向けの特定品目（輸出令16項（1）の場合であって、通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用 　1. この表は、大量破壊兵器CAと通常兵器CAの用途の境界で票を分け、以下の『用途要件の除外』とを一体表にする。 [cid:image001.png@01DC18C1.444416E0] ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 経産省の別の資料では、上記と同じように分かれている 　客観要件確認シート（フロー図に従って客観要件を確認するための参考様式）<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/catch-all-1/checksheet_tsujoheikifukumu.docx>[cid:image004.png@01DC18C2.7F7490E0]<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>[cid:image003.png@01DC18C2.7F6FD5F0] 以上	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
19	・意見【P132　②需要者要件のチェック　通常CAの用途要件の記載修正】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）と意見内容 　1. P132　輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））又は一般国向けの場合で特定品目（輸出令16項（1）の開発、製造又は使用 　⇒ 輸出令別表第3の2地域向け又は一般国向けの特定品目（輸出令16項（1）の場合であって、通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） ZM25-27のP131と用語は合わせるべきである。 以上	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

20	・意見【P40　法人と個人の居住性判断】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）と意見内容 P40　表か下段の説明部分 “また、居住性の判断に当たっては、①技術の提供先が研究者個人の場合は、当該個人の居住性により判断され、②研究者個人ではなく組織に提供される場合（組織に雇用される研究者が当該組織の業務として受領する場合を含みます。）は、当該組織の居住性により判断されます。学生（留学生）についても、研究者の場合と基本的に同様です。 ⇒ 海外大学等に雇用されている社員等の研究生は、その法人の業務に関係する限り、その法人と同じ 扱いになる（個人に適用される判断基準は適用 されない）。一方、学生は大学に所属してる場合でも雇用関係にない限 り、大学の構成員とはならないので、個人として居住性を判断する。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 大学では、海外での雇用を維持したまま受け入れた研究者等（国内で雇用が無い）は、海外で公用が無い留学生と同じように6か月後居住者となると誤って理解されている。 2025.7 No.218　CISTEC Journal　より 法人に雇用されている社員等の構成員は、そ の法人の業務に関係する限り、その法人と同じ 扱いになる（個人に適用される判断基準は適用されない）。学生は、別途の雇用関係にない限 り、大学の構成員とはならない。 以上	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
21	・意見【P127,129　通常兵器CAの客観要件は、用途⇒需要者⇒仕向地とする。】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）と P127,129　客観要件　Ⅱ．通常兵器キャッチオール規制 ・意見内容　P129 に関しては、METIで修正願います。 16項（1）（特定品目）の合致確認の機会を少なくするため、④⑤の仕向地確認を後にする。 Ⅱ．通常兵器キャッチオール規制 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか □はい □いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか □はい □いいえ ③（②が「はい」の場合、）明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか □はい □いいえ 上記で①又は③が「はい」である場合、「いいえ」であれば、以下は不要 ④国連武器禁輸国・地域向けであるか　□はい □いいえ ⑤一般国向けかつ16項（1）（特定品目）であるか　　□はい □いいえ ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 改正の説明で、パターン2よりパターン1をどちらでも選択可であり、上記の①案が大学にとって16項（1）の合致判断の機会が不要となる。 [cid:image001.png@01DC18CA.032D19A0] 以上	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

22	・意見【P138から140　有体物（tangible objects）と何でしょうか？】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）と P138から140　二 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を在学（在職）等 ・意見内容 　“研究上の技術情報“や“研究上の使用機器若しくは使用材料“と”有体物“の違いをご説明願います。 　できれば、有体物の解釈を記載願います。私は個人的に理解できていません。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 　“tangible”の単語は、WA等でソフトウエアとプログラムとの用語解釈で用いられています。 　外為法では、プログラムの解釈しかなく、ソフトウエアの解釈はありません。 外為法 レジーム（EU法、EAR） ソフトウエア 定義なし ″Software″ A collection of one or more “programs” or ″microprograms″ fixed in any tangible medium of expression. プログラム 特定の処理を実行する一連の命令であり、電子装置が実行できる形式又はその形式に変換可能なものをいう。 ″Program″ A sequence of instructions to carry out a process in, or convertible into, a form executable by an electronic computer. 以上	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
23	・意見【P27　輸出管理の流れ図】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）と P27　大量破壊兵器CAと通常兵器CAが複雑に交差しており、分かりにくい 　　特に通常兵器CAを、仕向地を先にすることで、無駄な特定品目の判断が必要になる。 ・意見内容 　以下の内容は、添付ZM25-32で示す。かつZM25-30で示したP127等の審査票とも関係する。 1. 大量破壊兵器CA⇒通常兵器CAで許可申請要否を判断する 2. 通常兵器CAの判断は、仕向地⇒用途要件⇒需要者要件ではなく、 用途要件⇒需要者要件⇒仕向地とすることで、特定品目の判断を減らすことができる。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 改正の説明資料で、パターン2よりパターン1をどちらでも選択可であり、上記の①案が大学にとって16項（1）の合致判断の機会が不要となる。 [cid:image001.png@01DC1BF2.5EB4B910] 以上	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
24	・意見【P31　違反事例】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）と P31　懲役や罰金など ・意見内容 　当時の罰則を示す等の説明が必要 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 懲役⇒拘禁刑に変更など、罰則が現状と異なりので、その説明が必要。 以上	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

25	・意見【P35　研究区分】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）と P35　JSPSの研究区分は、変更になていると思います。 ・意見内容 　JSPSの研究区分　最新を記入願います。 大区分B [cid:image001.png@01DC1BF7.58B7E0F0] ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 以上	ご指摘ありがとうございます。P35「（参考）慎重な審査が必要となる研究分野一覧」は今後「科学研究費助成事業　審査区分票」の最新版の表記に合わせて更新予定です。
26	今回の五版には、3．規制対象となる技術の提供等の1．管理が必要な技術・学問分野のところに参考としながらも「科学研究費助成事業、審査区分表」にある特定の研究分野についてはリスト規制対象貨物との関連性が相対的に高く、慎重な審査が必要と考えられるとの記述があります。（P35） なお、この審査区分表から参照した研究分野は【別表】（P123 ）において便宜的に作成したもので各大学・研究機関において最も利用しやすい分類で作成しても差し支えないとの断り書きがありますが、かかる研究分野一覧（P35）の大区分Bの中に「素粒子、原子核、宇宙物理学」（中区分）、「素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論」（小区分）が見受けられます。 ここで質問ですが、「素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論」は、リスト規制対象貨物の中のどのような貨物との関連性が高いのでしょうか？ 小区分の一つ下にある「同実験」については実験設備や測定器と言った貨物があるかも知れませんが、同理論の研究では対象となるようなリスト規制貨物が想像できません。 「素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論」に関わる研究は、量子論や相対性理論などの物理学の基本法則を用い、物質の最小単位である素粒子や原子核の性質、宇宙初期のダイナミクス、宇宙線が運ぶ情報などを探求するものと考えられ、これらは宇宙の誕生や進化、物質の根源に関わる深い問いに答え、現代科学技術の基盤となる基礎研究です。 外為法では「技術」を貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報と定義しておりますが、この理論の研究では対象となる貨物は存在しないとことから外為法の技術にあたらず、安全保障輸出管理の対象外と考えております。 かかる事例の如く、大学や研究機関では科学技術の基盤となる基礎研究に携わることが多くあります。そこには外為法で定義する「技術」にあたらない研究も数多く存在すると考えます。 従い、「1．管理が必要な技術・学問分野」のところで、日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査区分表も参照して注意喚起をするのであれば、まずは大学や研究機関が行う研究が、外為法が規制する「技術」にあたるかどうかを判断する指針となるような解説を設けるべきではないでしょうか。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
27	・意見【P37　技術提供の規制概要図】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）と P37　人的概念による対外取引規制 ・意見内容 　特定類型該当者への提供は、国内でも法人内取引であることを点線枠で明確すること 　添付ZM25-35　参照 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 　“自然人である居住者“が特定類型であることは、通常のビジネス内で特定類型の該当性は、個人情報保護法より法人内でしか調査できない。 　役務通達で、「なお、次の①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。以下「特定類型」という。）に対して 技術を提供する取引（以下「特定取引」という。）は、特定国の非居住者に対して技術を提供することを内 容とする取引とする。」 10 CISTEC Journal　2025.7 No.218 2　次に掲げる特定国の影響下にある居住者（特定 類型者（＝自然人））に対して、特定技術を提供す る取引は、特定国の非居住者に対して技術を提供 することを内容とする取引（みなし輸出）となる。 3　2に関して、法人内における従業員（特定類型 者）への特定技術の提供は許可をとること。 以上	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

28	・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ＜意見＞ 1. 11～15頁のリスト規制一覧中、 ・「項目」は「規制貨物」が適切である。 ・「（削除）」の行は消去しましょう。 2. 13頁中、 ・空白の行は不要。行をツメル。 3. 14頁中、 ・「(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等」は、「(1)から(3)まで、(5)から(5の5)までの設計・製造・測定・試験の装置等」としましょう。 ・「(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置」は、「(7)、(8)、(10)の設計用・製造用の装置・測定装置」としましょう。 4. 15頁 ・「(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等」は、「(1)から(4)まで、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等」としましょう。 ・「15 機微品目」を重複掲載している。 5. 16頁他 ・文中「核兵器等」と「大量破壊兵器等」が混在しているので、「大量破壊兵器等」に統一した方が良い。 ＜理由＞（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） ・総合的に勘案し、当該意見が妥当と考える。	ご指摘ありがとうございます。 「4. 15頁」「・「15 機微品目」を重複掲載している。」はご指摘のとおり修正いたしました。 また、「5. 16頁他 ・文中「核兵器等」と「大量破壊兵器等」が混在しているので、「大量破壊兵器等」に統一した方が良い。」もご指摘の通り修正しました。 併せて、その他のご意見は今後の参考とさせていただきます。
29	・意見【P48　注釈46の共同研究契約の内容】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）と 注釈46 本邦大学Xが学生Cの類型該当可能性を直接確認する代わりに、研究室X’と研究室Y’双方の合意に基づき、法律を超えるコンプライアンスとして、共同研究契約を締結する際に研究室Y’から「研究室Y’内の共同研究に参加する学生には特定類型に該当する者はいない。」旨の通知を研究室X’が受けるという運用も考えられます。 ・意見内容 特定類型に該当する者はいない　⇒　当該非居住者等が所属する機関において適切に管理するもの 　特定類型者だけでなく、非居住者も含めて以下の内容を共同研究契約で取り交わすことで十分。 　YがXに提供することは、個人情報保護法違反になるリスクがある 『甲及び乙は、本契約の履行に伴い、非居住者及び令和3年11月18日付け20211102貿局第1号輸出注意事項2021第30号にて規定される特定類型に該当する者（以下、合わせて「非居住者等」という）を本検討へ参画させる場合は、当該非居住者等が所属する機関において適切に管理するものとする。』 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 　No.47＆104　パブコメ 個人情報保護法 　Q47. みなし輸出の確実な運用には、特定類型該当者に技術 提供をする可能性のある方々を含む一定の範囲（研究室、専攻、部局など）の中で、「その人は特定類型該当者である」という情報を共有するしかないように思うが、この一定の範囲で情報共有すること自体は、法令遵守に必要不可欠な行為であり、問題ないと考えてよいか。 　A:　個人情報保護法に関する解釈を述べるものではありませんが、個人情報保護法上、同一事業者内での個人データの提供は、「第三者提供」には該当しないとさ れております（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するＱ＆ Ａ Q5－2）。そのうえで、当初特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報が利用される場合には、あらかじめ、目的外利用に関する本人の同意を得る必要があり ますが（個人情報保護法第16 条第1項）、通常法令のコンプライアンスのために利用することは個人情報の取得時に本人の同意を得ている場合が多いものと理解しております。 Q:104　また、法人が「みなし輸出」管理のために、他の大学、企業、研究機関の従業員や学生が特定類型に該当するか否かの情報の提供を当該他の大学、企業、研究機関に要請する必要が生じた場合、その要請は輸出管理法令に基づく要請であると考えられるのでしょう か。 A:　なお、この場合であっても、他法人の従業員等に技術提供が行われる場合に外為法の許可申請義務が生じるのは受領側の法人となるところ、類型に該当するか否かに関する情報そのものの提供を、他の法人に求めることは基本的には想定されないと考えられます（詳しく『「みなし輸出」管理の明確化に関するＱ＆A』の Q7（パブコメ開始時公表版のＱ8）をご確認ください）。 以上	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

30	・意見【P106　輸出管理規定の統括責任者不要で最高責任者のみ】 　大学の規定は、同じような統括責任者と最高責任者が必要か明確な説明が無い ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）と （最高責任者） 第5条 本学／本機関の輸出管理における最高責任者は学長／理事長とする。 2 最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。 （輸出管理統括責任者） 第6条 最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、副学長／副理事長1名をもって充てる。 ・意見内容 輸出管理統括責任者⇒最高責任者にする。以下の遵守基準と遵守事項の違いにそって、 輸出管理規定は、外為法等遵守事項によるCPとする。 　輸出者遵守基準省令：該非判定責任者、輸出管理統括責任者 　外為法等遵守事項：該非判定責任者、最高責任者 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 輸出者等概要・自己管理チェックリスト（様式3）の記入要領について 　1.「輸出管理の最高責任者」の欄 輸出管理内部規程に規定する輸出管理組織における最高責任者(輸出者等遵守基準における「統括責任者」に相当)の役職及び氏名を記入してください。 輸出管理内部規程の届出等について」に関するQ＆A Q13の回答 （注）最高責任者 輸出管理内部規程における最高責任者は、輸出者等遵守基準（「輸出者等遵守基準を定める 省令」（平成21年経済産業省令第60号）第1条第2号イ）の統括責任者に相当します。 以上	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
31	・意見【P127から131　審査票】 　“規制対象外”の削除 　国連武器禁輸国・地域　⇒　輸出令別表第3の2の地域 　特定品目の判定欄（行）がない。 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） 　以下の規制対象外は不要。 [cid:image001.png@01DC1CE0.C23186F0] 例えば、以下の特定品目の判定欄（行）必要 [cid:image002.png@01DC1CE2.69ED2C90] ・意見内容 リスト規制とキャッチオール規制の両方を審査することはできない、リスト規制の審査票は別途作成願います。 　できない場合でも、“規制対象外“は不要、事前確認で除去されている。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 　法律と一般名が混在している。特定品目の判定結果が無いの、判断はできない。 以上	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

	・意見【P134　明らかガイド⑲】 ・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） 　16の項（1）に掲げる貨物等に該当を判断すること。 ⑲輸出令別表第3の2に掲げる地域向け又は当該地域の非居住者を需要者(外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織を含む。)とする輸出等にあっては、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例又は輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等に該当しないこと。 ・意見内容 　審査課から、⑲には不備がある回答がありましたので、その内容を注釈等に記入願います。 　輸出令別表第3の2は、常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物のみで、16の項（1）に掲げる貨物等は関係ありません。 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） ⇒明らかガイドラインに以下の⑲が、本政省令改正で追加されました。 　パブコメでは、意見がありませんでしたが、経産省の『補完的輸出規制の見直しについて』説明にありますように、別表3の2の国に対しては、「用途要件」と「需要者要件」の両方とも対象品目が（全品目）であり、16の項(1)に当たるかどうかの判断は不要です。 　上記条件の中で、許可要否判断の最後フローの”明らかガイド”で、16の項(1)に該当するかどうかを確認することに論理的な整合があいません。 　この為だけに、別表3の2の国も16項（1）の該当判断必要（作業負荷大）になります。 　よって、以下の【　　】の用語を削除願います。 　⑲輸出令別表第3の2に掲げる地域向け又は当該地域の非居住者を需要者(外国ユーザーリストに掲載されている 　企業・組織を含む。)とする輸出等にあっては、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 【又は輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等】に該当しないこと。 【回答】輸出令別表第一の16の項（1）に掲げる貨物も、おそれの強い貨物例と同様武器禁輸国向けの取引について 　特に慎重審査を求めるものであることから明らかガイドライン⑲に記載したものです。また、明らかガイドライン⑲は国連武器禁輸国向けの輸出で需要者要件に該当することが前提となるため、大きな作業負荷とはならないもの　と考えます。 以上	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
32		
33	昨今の技術管理に関する規制等の強化に伴い、関連する記載が増加しているが、大学等がこのガイダンス通りに技術管理をしようとすれば、当然に研究活動を委縮させてしまい、日本の科学技術の国際競争力低下に拍車を掛けることになりかねない。 こうしたガイダンスでは、現場を委縮させないという観点での具体的な対応策を提示すべきであり、文部科学省ともっと協力し、様々な研究現場を見学し、研究者や大学等の担当者とも意見交換し、研究現場の実情に合わせた効率的かつ合理的な管理の方法を提案、例示して頂きたい。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。